

所定疾患施設療養費算定状況の公表について

令和5年4月1日

介護老人保健施設において、入所者の医療のニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることとなりました。厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表し、ご報告します。

所定疾患施設療養費について

対象となる入所者の状態は次の通りです。

- ・肺炎
- ・尿路感染症
- ・带状疱疹
- ・蜂窩織炎

上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射処置などが行われた場合に算定する。また1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定する。

診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容を診療録に記載する。

算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

所定疾患施設療養費算定状況

厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況について公表いたします。

R4年9月：1名

尿路感染症	令和4年9月3日	5日間	尿検査	クラビット500
-------	----------	-----	-----	----------

R4年10月：2名

带状疱疹	令和4年10月19日	7日間		ビダラビン軟膏 白色ワセリン
------	------------	-----	--	-------------------

尿路感染症	令和4年10月20日	7日間	尿検査	クラビット500
-------	------------	-----	-----	----------

R5年2月：4名

肺炎	令和5年2月1日	3日間	血液検査	ラクトリンゲル 500 ml ユナシン 3g キット
----	----------	-----	------	-------------------------------

肺炎	令和5年2月1日	7日間	血液検査	ラクトリンゲル 500 ml ユナシン 3g キット
----	----------	-----	------	-------------------------------

尿路感染症	令和5年2月20日	7日間	尿検査	クラビット (500 mg)
-------	-----------	-----	-----	----------------

肺炎	令和5年2月24日	5日間	血液検査	ラクトリンゲル 500 ml
----	-----------	-----	------	----------------

R5年3月：3名

肺炎	令和5年3月1日	7日間	血液検査	ラクトリンゲル 500 ml
----	----------	-----	------	----------------

肺炎	令和5年3月31日	1日間	血液検査	ラクトリンゲル 500 ml ユナシン S キット 3g
----	-----------	-----	------	---------------------------------

帯状疱疹	令和5年3月27日	6日間		アシクロビル (200)
------	-----------	-----	--	--------------